

令和8年第7回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和8年4月20日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--------------------|----------|
| 議案第35号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 1 |
| 議案第36号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 3 |
| 議案第37号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 4 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------------|----------|
| ・今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 6 |
| ・サイバーセキュリティ方針の策定について | ・・・ P. 6 |

議案第35号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 516 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 320 人 |
| | 市外転出者 | 196 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年4月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者

令和8年3月2日から令和8年3月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和7年11月2日から令和7年11月30日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

| 区分 | 男 | 女 | 計 |
|----|-----|-----|-----|
| 死亡 | 162 | 158 | 320 |
| 転出 | 108 | 88 | 196 |
| 合計 | 270 | 246 | 516 |

議案第36号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和8年4月20日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第37号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 4人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙2のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和8年4月20日 |

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

| 区分 | 前回 (R8.3.2時点) 登録者数 | 登録 | 抹消 | | 小計 | 現在 (R8.4.20時点) 登録者数 |
|----|--------------------------|------|-----|------|----|---------------------------|
| | | 新規申請 | 死亡等 | 住民登録 | | |
| 男 | 51 | 2 | 0 | 1 | 1 | 52 |
| 女 | 86 | 2 | 0 | 0 | 2 | 88 |
| 計 | 137 | 4 | 0 | 1 | 3 | 140 |

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

| 開催回 | 会議の別 | 月 日 | 開始時刻 | 場 所 |
|------|------|-----------|---------|---------------|
| 第8回 | 定例 | 5月20日(水) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第9回 | 定例 | 6月1日(月) | 午前9時40分 | 早良区役所 中会議室 |
| 第10回 | 定例 | 6月30日(火) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第11回 | 定例 | 7月17日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第12回 | 定例 | 8月20日(木) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第13回 | 定例 | 9月1日(火) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第14回 | 定例 | 9月18日(金) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |
| 第15回 | 定例 | 10月20日(火) | 午前10時 | 早良区役所 中会議室 |

・サイバーセキュリティ方針の策定について 別紙3のとおり